

## 第3節 計画の期間

## 第3節 計画の期間

地域共生社会推進基本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。構成計画のうち高齢者計画の「介護保険事業計画」部分及び障がい者計画の「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」部分については法令の定めに従い令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。

高齢者保健福祉計画及び障がい者計画については、第10期介護保険事業計画及び第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画策定の際、必要があれば施策の見直しを行います。

## 計画の期間

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
狛江市基本構想	第4次(令和2(2020)年度～)								
狛江市基本計画	前期(令和2(2020)年度～)				後期				
地域共生社会推進基本計画				第1次					
地域福祉計画	第4次(平成30(2018)年度～)			第5次					
成年後見制度利用促進基本計画	調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市 成年後見制度利用促進基本計画				第1期※1				
高齢者計画	高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画			高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画 第10期介護保険事業計画					
障がい者計画	障がい者計画・ 第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画			障がい者計画 第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画 第8期障がい福祉計画・ 第4期障がい児福祉計画					
子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子ども・若者計画※2	第2期こまえ子ども・若者応援プラン 令和2(2020)年度～				第3期こまえ子ども・若者応援プラン				
健康増進計画※3	健康こまえ21(第2次) 平成27(2015)年度～			健康こまえ21(第3次)					
市町村自殺対策計画	いのちを支える狛江市自殺対策計画 平成31・令和元(2019)年度～								
地方再犯防止推進計画				狛江市第1次再犯防止推進計画					
国民健康保険法に基づく保険事業の実施等に関する指針	第2期狛江市国民健康保険 データヘルス計画 令和2(2020)年度～			第3期狛江市国民健康保険データヘルス計画・ 第4期狛江市特定健康診査等実施計画					
特定健康診査等実施計画	第3期狛江市特定健康診査 等実施計画 平成30(2018)年度～								
市町村食育推進計画	狛江市食育推進計画(第2次) 平成29(2017)年度～			健康こまえ21(第3次)					

※1 成年後見計画については、調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画(以下「共通計画」といいます。)と計画期間を令和5(2023)年12月27日付け共通計画の今後の方向性について(5市申合せ事項)(以下「5市申合せ事項」といいます。)3に

基づき令和6(2024)年度まで延伸することに伴い、令和6(2024)年度については、共通計画と成年後見計画が併存することになりますが、5市申合せ事項2に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を令和6(2024)年度以降の成年後見制度利用促進の市町村計画として位置付けます。

- ※2 子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画及び子ども・若者計画として策定する計画の改定時に地域共生社会推進基本計画と計画期間や計画内容を参考に改定をする予定です。
- ※3 健康増進計画として策定する計画の改定時に地域共生社会推進基本計画と計画期間や計画内容を参考に改定をする予定です。

## 第4節 計画の策定体制

### 1 市民意識調査等の実施

市内に在住する満16歳以上の市民、市内小・中学校（小学校4年生から中学校3年生まで）の児童・生徒、高齢者及び障がい者を対象に、その生活実態を把握するとともに、地域福祉、高齢者福祉及び障がい者福祉に対する意識や意見を把握するために粕江市地域福祉計画等の策定に係る市民意識調査（以下「市民意識調査」といいます。）を以下のとおり実施しました。

#### ◆市民意識調査の概要

調査名	対象者	対象人数	サンプリング	実施手法	実施時期
市民一般調査	満16歳以上の市民	72,535名	該当者全員	・粕江市LINEアカウントによるプッシュ通知、HP、市公式X（旧twitter）等で周知 ・回答はオンライン	令和5（2023）年 1月13日 ～ 1月31日
子ども市民調査	市立小・中学校に通う小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒	3,230名	該当者全員	・各学校で実施 ・回答はオンライン	令和5（2023）年 1月10日 ～ 1月31日
日常生活圏域二ーズ調査	65歳以上の市民（介護保険要介護認定者を除く。）	450名	住民基本台帳から無作為抽出	・アンケート調査 ・郵送法	令和5（2023）年 1月18日 ～ 2月7日 （2月14日市到着分まで有効）
	65歳以上の総合事業対象者	88名	該当者全員		
	65歳以上の要支援者	362名	該当者から無作為抽出		
在宅介護実態調査	要介護1以上の居宅で暮らしている方及びその介護者	600名	該当者から無作為抽出	・アンケート調査 ・郵送法 ・ケアマネジャーによる聞き取り調査	
障がい者等調査	障がい・難病等のある18歳以上の方	700名	該当者から無作為抽出	・アンケート調査 ・郵送法	
障がい児等調査	周囲の理解と支援の必要な方及び障がい等のある18歳未満の方	290名	該当者から無作為抽出	・アンケート調査 ・郵送法	

◆回答結果

調査名	回答者	回収率	回答者年齢構成等						【参考】前回調査 (回収率)
			10歳代	0.2%	40歳代	22.9%	70歳代	10.5%	
市民一般調査	1,278名	1.80%	20歳代	4.6%	50歳代	22.6%	80歳以上	2.4%	498件に対して240件回答(48.2%)
			30歳代	17.2%	60歳代	19.5%	無回答	0.2%	
			小学校		中学校				
子ども市民調査	2,389名	62.4%	4年生		18.0%	1年生		14.0%	499件に対して215件回答(43.1%)
			5年生		18.0%	2年生		15.0%	
			6年生		16.0%	3年生		15.0%	
			未回答		2.0%	未回答		2.0%	
日常生活圏域 ニーズ調査	562名	62.40%	～69歳	9.2%	～84歳	23.5%	無回答	3.8%	900件に対して608件回答(67.6%)
			～74歳	16.5%	～89歳	19.4%	-	-	
			～79歳	18.1%	90歳～	9.5%	-	-	
在宅介護 実態調査	213名	35.50%	20歳代	1.1%	50歳代	18.0%	80歳以上	24.2%	599件に対して318件回答(53.1%)
			30歳代	2.2%	60歳代	28.1%	わからない	0.6%	
			40歳代	6.7%	70歳代	17.4%	無回答	1.7%	
障がい者等調査	276名	39.40%	10歳代	2.2%	40歳代	19.6%	70歳以上	4.3%	724件に対して364件回答(50.3%)
			20歳代	14.9%	50歳代	27.5%	80歳以上	0.4%	
			30歳代	17.0%	60歳代	13.4%	無回答	0.7%	
障がい児等調査	117名	40.30%	～2歳	5.1%	～11歳	51.3%	～17歳	5.1%	244件に対して129件回答(52.9%)
			～5歳	29.9%	～14歳	6.8%	無回答	1.7%	

併せて、障がい福祉サービスの指定事業所へのアンケート調査（以下「障がい福祉事業所調査」といいます。）、当事者団体へのアンケート調査（以下「障がい者当事者団体調査」といいます。）、成年後見人等へのアンケート調査（以下「成年後見人等調査」といいます。）を実施しました。

◆事業所等調査の概要

調査名	対象者	対象人数	回答数	サンプリング	実施手法	実施時期
障がい福祉事業所調査	市内に所在する障害福祉サービスの指定事業所	37事業所	16事業所	該当者全員	・メールによる市から調査を依頼 ・回答はオンライン	令和5(2023)年8月9日～8月23日
障がい者当事者団体調査	市内に所在する障がい者支援団体	4団体	3団体	該当者全員	・メールによる市から調査を依頼 ・回答はオンライン	令和5(2023)年8月9日～8月23日
成年後見人等調査	狛江市に居住されている成年被後見人※等の後見等事務を受託されている方	—	45件	該当者所属団体等	・メールによる市から調査を依頼 ・回答はオンライン	令和5(2023)年①1月13日～2月20日 ②5月8日～6月11日

※住所地特例の成年被後見人等の後見等事務を受任されている方を含む。

## 2 住民懇談会並びに成城大学及び東京慈恵会医科大学との協力によるアンケートの実施

### (1) 目的とねらい

市と狛江市社会福祉協議会（以下「社協」といいます。）の共催で住民懇談会（以下「懇談

# 第 1 章 調査の目的と構成

## 1 調査の目的

本調査は、地域福祉計画等の策定<sup>1</sup>の基礎資料として活用することを目的に、以下の4つのねらいのもと実施し、狛江市（以下「市」といいます。）の福祉を取り巻く現状と課題を整理します。

- ① 市民の生活実態や福祉に対する意識・意見を把握する。
- ② 過去の調査と同じ調査項目を設定し、経年変化を見る。
- ③ 福祉を取り巻く新たな課題・テーマについて、市民の意識やニーズを探る。
- ④ 市で実施している事業等の周知度を測る。

## 2 市民意識調査の概要

本業務では、郵送法及びWEBによる6種類のアンケート調査を実施しました。

調査項目	調査対象者 調査対象数	調査内容	調査方法 調査期間	回収数 (回収率)
市民一般調査	満16歳以上の 市民約72,535 人	①地域福祉に関すること。 ②社会的孤立・孤独 <sup>2</sup> に関すること。 ③「ひきこもり <sup>3</sup> 」状態にある方へのニーズに関すること。 ④感染症の影響 ⑤再犯防止に関すること。 ⑥避難行動要支援者支援に関すること。	WEBによるアンケート調査 令和5年1月 13日～31日	1,278件 (1.8%)

<sup>1</sup> 地域福祉計画等の策定…狛江市第5次地域福祉計画、狛江市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、狛江市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画、狛江市第2期成年後見制度利用促進事業計画、狛江市第2次重層的支援体制整備事業実施計画及び狛江市第1次再犯防止推進計画の策定をいいます。以下同じです。

<sup>2</sup> 社会的孤立・孤独…孤独・孤立対策推進法（令和5年法律45号）では、孤独・孤立の定義はなされていない。一般に「孤独」は主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいという感情を含めて用いられることがある。他方、「孤立」は客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない、又は少ない状態を指す。本調査では、市民一般調査問17で「寂しい気持ち（孤独感）」について「とても感じる」を選択された方を「孤独」該当者、問12で「直接会って話す」、「電話（ビデオ通話を含む）」、「郵便やFAX」、「SNS（LINEによるチャットなど）」、「電子メールやショートメール」いずれの方法でも「週1回程度」以下の方を「社会的孤立」該当者としています。

<sup>3</sup> ひきこもり…厚生労働省では「様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6箇月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形での外出をしてもよい）」と定義されています。市民一般調査では、ひきこもり状態にある方を「概ね15歳から65歳未満の方で、次に該当するような方①仕事や学校に行かず、かつ、家族以外の人との交流をほとんどせずに6箇月以上続けて、自宅にひきこもっている状態の方、②①のような社会的参加が可能な状態であるが、時々買い物などで外出することがある方（例：普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける、普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけが出かける。ただし、①②いずれも重度の障がいや疾病等が出かけることができない方を除きます。）」としています。

# 第1章 調査の目的と構成

## 2 市民意識調査の概要

調査項目	調査対象者 調査対象数	調査内容	調査方法 調査期間	回収数 (回収率)
子ども向け市民調査	市内小・中学校 (小学4年～中学3年)の児童・生徒約 3,230人	①地域福祉に関すること。 ②ヤングケアラーに関する こと。	WEBによるアンケート調査 令和5年1月 10日～31日	2,389件 (74.0%)
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の無作為で抽出した市民900人 (うち認定非該当者450人、総合事業対象者88人、要支援認定者362人)	①生活の状況や毎日の生活に関すること。 ②地域活動や助け合いに関する こと。 ③健康や介護予防に関する こと。	郵送によるアンケート調査 令和5年1月 18日～2月7日(2月14日 到着分まで回収に含めた。)	562件 (62.4%)
在宅介護実態調査	65歳以上の無作為で抽出した市民(要介護認定者)600人	①介護の状況、生活の状況に関する こと。 ②主な介護者に関する こと。	郵送によるアンケート調査 570件 居宅介護専門員による聞き 取り調査30件 令和5年1月 18日～2月7日(2月14日 到着分まで回収に含めた。)	213件 (35.5%)
障がい者等調査 <sup>4</sup>	障害者総合支援法に基づくサービスを利用している方、難病や自立支援の医療助成を受けている方等700人	①障がい福祉サービスに関する こと。 ②難病に関する こと。 ③医療的ケアに関する こと。 ④ひきこもり状態にある方 へのニーズに関する こと。	郵送によるアンケート調査 令和5年1月 18日～2月7日(2月14日 到着分まで回収に含めた。)	276件 (39.4%)

<sup>4</sup> 障がい者等調査…障がいのある人・難病のある人調査(18歳以上)をいいます。以下同じです。

調査項目	調査対象者 調査対象数	調査内容	調査方法 調査期間	回収数 (回収率)
障がい児等調査 <sup>5</sup>	児童福祉法に基づくサービスを利用している方、医療助成を受けている方等 290人	①障がい福祉サービスにすること。 ②難病に関すること。 ③医療的ケアに関すること。 ④ひきこもり状態にある方へのニーズに関すること。	郵送によるアンケート調査 令和5年1月18日～2月7日（2月14日到着分まで回収に含めた。）	117件 (40.3%)

### 3 市民意識調査の調査項目

#### (1) 市民一般調査

項目	問	項目	前回
A 本人の基本情報	1	年齢	●
	2	地域	●
	3	婚姻状況	
	4	同居している方	●
	5	同居人数	
	6	同居している方のうち収入を得ている方の人数	
	7	学歴	
	8	現在の仕事	
	9	現在の住まい	
	10	世帯の年間収入	
	11	人とのコミュニケーションをする際の情報通信機器	
B 社会的孤立・孤独について	12	コミュニケーション頻度	
	12-2	同居していない家族や友人	
	12-3	同居している方	
	13	頼れる方	
	14	民間団体からの支援	
	14-2	支援の提供先	
	14-3	支援の内容	
	14-4	支援を受けない理由	
	15	周りで困った方がいる場合の声掛けや手助けの状況	
16	現在取り組んでいる活動	●	

<sup>5</sup> 障がい児等調査…周囲の理解と支援の必要な方・障がいのある方等調査（18歳未満）をいいます。以下同じです。